



### 交通整理の徹底？

東京市内でラツシニアローならずとも老婦女子小兒等が電車又はバスに乗ることは容易ならざる仕事である、殊に停留場に車を待つこと敷時間も思はるゝ者があつても後から来て一はやく車上の客となる没道義漢が少なくない、自轉車乗りの交叉地點又は停留場附近に於ての横暴振等擧げ來れば數へ難き程度で交通状態は次第に悪化しつゝある、此際警視廳では交通整理規程を發表して近く之を實施する事となつたと傳へられて居る、其主旨は交通量の増加に伴ふ街路交通状態の變化と自動交通整理信號機の施設の擴充等改善を要するものあ

るに至りたるのであると言ふに在つて其一般利害に影響する所の甚大なるに鑑み直接交通取締の任に當る警官達に過誤なきを期せしむるとの事である、さもあるべきで直接取締に當面する警官が制度制定の本旨を理解せずして行動するに於ては意外な事件を惹起するのみでなく取締を受くる者に取つては迷惑千萬なことが屢々發生することであらう、注意して怠らることなきを望む。(コー・ストツプ生)

### 婦人の服装と道路

道路はローマに通ずると言はないが道路は大衆の來往する公所である、路上人の舉動工作は其影響する所決し微少でない、

**注**  
本欄は讀者諸氏の利用に提供す、治安と風俗とを害し又は人身攻撃に涉らざる限り奇想天外的の寄稿を望む、一文は四百字位にて取捨は編輯子に一任、原稿は道路の改良編輯部宛のこと。

廣告看板は勿論來往する人物の容姿服装等が一般の往來者に如何なる感覺を與ふるかに特に近來の若き婦人服装の如き甚しく醜態を極めたものがある、曾ては十八公先生がアツパツバ服装を攻撃されたことがあると記憶して居るがアツパツバは家庭内での服装であつて此アツパツバは門外不出のものであるから論外として「腰絆に縋巻かけ」の姿で公道を右往左往せられては實に醜なるもので一見嘔吐を催さしむるのである。全體の洋服婦人ではないがモダンかぶれかダンサーの猿眞似か、ともかく惡趣味の極端なものである、かゝる服装婦人は交通道德破壊者であると言つても差支がな

い設令此の如き既製服が如何に廉價なりとは言へ買ふものも買ふものだが賣る者も賣る者だ折角洋装をしたければ交通上の目障りにならない程度のものにしてほしい。

(一〇、一〇、和服女)

## 武か義か

子路問ふ君子武を尙ぶか孔子の曰く君子は義以て上と爲す、君子勇あつて義なければ亂を爲す、小人勇有つて義なければ盜をなす。と東洋の君子國の國民は武を尙ぶが義に従ふか、我が國民が隣邦滿洲國に對しては一に義に従はなければならぬ、義なきの勇者は時に亂を醸すの虞なきを保し難い、危いかな義なくして武を尙ぶの勇者多きことよ。創造の努力を妨げんとする野望彌道の障礙を駕御馴致して遂に柔和忍辱の和魂に化成し蕩々坦々の皇道に合體せしむることが我國に興へられた天の使命であることは敢て多言を要しないのである、三千年近く皇統連綿として治を爲して今に到る

こと之れ其使命のある所を證して餘りあるのである、仁徳の政、普天の下、率土の濱に遍く、新附の領土亦茲に濕ふものである、何ぞ武を論せんやであるが宇内の情勢は啻に堯舜の代たらしむることを許ない、吾國民の平和的生活を營ましめんが爲めには或る程度の武力的國防を必要とするのである、故に國防の強化を提唱するの方面があるに至つた、マルクスの言ふが如く人類は不斷闘争に没頭するものであると見なければ必しも常にミリタリズムの普遍化を強調しなければならぬものでない、我國民は一旦有事の秋、義勇公に奉するの犠牲的精神を涵養されて居る、君國の爲めに生命もさげ財産もなげうち家庭をも見捨つるの精神を把持して居るが、常時尙ぶ處は柔順である、親愛である、和睦である、父母に孝である、兄弟に友である、夫婦相和することである、朋友相信することである、博愛衆に及ぼすことである之れ三千年來國民が遑由し來つたまた將來も遑由しなければなら

ぬ國訓である、何ぞまた武を謂はんやである、而かも「國際平和ノ確立ハ朕常ニ冀求シテ止マズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ」と仰せ玉ひし聖旨は嚴として存するのである。また、敢て諸國を擧げて利己の霸道を基調とし優勝劣敗をのみ念として動く小乘劍に比論すべけんやである。勞養の協調破れて勞働者の罷業となる其基く所時に正義の追求であり、横暴の障礙を駕御するに在るのである、一部官吏の總辭職の如き或は純眞國を憂るの忡忡制し得られざるに出づる者なしとも斷言し難いのである、斯る場合にも創造の父であり、文化の母である「たゝかひ」を意義付けたるならば其適用の是非如何であるか、己むを得ざる場合に「たゝかひ」は絶対必要である、乍去文化の母創造の父の哺育の力は已むを得ざる時にのみ必要でない、不斷の要求である、此哺育の力なければ人類社會は野蠻未開の争鬭場裡となり、優勝劣敗の慘憺たる舞臺と化するであらう、眞の平和

をもたらずの「たゝかひ」は君子も敢て之を避けずと信ず、隣人として家庭人として國民として世界の民族として優渥なる天恵に浴する吾人は恭謙已を持し拳々仁義の道に順はんかなである。

(一〇、一〇、ヨシクニ)

## 東京市電車

### 争議の検討

殆んど年中行事の如く繰り返されて市民に脅威を蒙らしむる東京市電車争議はまたしても勃發して遂に警視總監の強制調停とまで展開したが調停委員會が開かれて市役所側の仕振に信用が置けないと見て一旦休戦したストライキを再發するに至つた最初には勞働運動史上未曾有の統制振を示し輿論の支援を受け堂々と戦つたか二回目的罷業で輿論はからりと轉向し従業者側に甚だ不利となつた、何んと最負目に見ても従業員側の惨敗となつたことで是また社會運動上、大なる暗影を投げかけられたものと謂はなければならぬ、此争議に依つて失つ

た損失は實に百萬圓と稱せられて居るが、東交中央執行委員長熊本利男君は決死的争鬪を續けて不絶挑戰的態度を以て従業者に臨んだ市吏員の反省を求めたのであつたが斷腸の思を胸中に秘めつゝ遂に弓折れ失つきて市電の軍門に降つたのであつた、東交自動車部の植村貞雄君は「鬪争なき社會、それは我々全勞働者の希ひてやまない所である、だがそれは幾多の鬪争を経てでなければ贏ち得られないものであらう」との理想を懷抱して鬪つた「たゝかひ」の禮讚者でない謳歌者ではないか「残念」だつたといふ一言以外に何もかも頭に浮びて來ない悲痛な言を述べておる、而かも是等首腦部達の惡戰苦鬪して頑迷な暴案なりとして峻拒し大ストライキまで導いたにも不拘はらず其味方であつた大多數の従業員は山下電氣局長の所謂最善の「更正案」に服従することとなつたと傳へらるゝ。彼等の暴案なりと認めたと「市電更正案」が本質的に最善のものとの再認識で従業員の九割餘が之

に服従するの一大矛盾を敢てしたのであらうか少くとも此は一の疑問である、吾人をして推測することを許さるならば此多數従業員の態度は調停委員會での「模範的妥協案」に従はんか「最善の更正案」に従はんか唯其一を選ぶの外なき場合に立ち到つたのでソロバン玉の動きに依つて未來の計算よりも現實の計算を有利なりと思惟し「更正案」に従ふこととなつたものであらう、果して然らば之れに依つて根本的解決が行はれたものでない、年中行事は年中行事として残るであらう。だが吾人は這回の争議に依つて東京市の財政が如何に急迫せる状態にあるかを市民一般に周知せしめた事は疑ひがないことと見る、夫れで其根本的市財政更正の方途としては電車事業全廢の舉に出づるの外なしとか或は市電審議會を設置して交通機關の統制乃至公益事業の整理等に至るまで其審議に委せよと唱ふるものを生じた、之れ實に行くべき處に行かしの意見である、争議のもたらした最も意

議ある成果である、だが健忘と無關心とを以て終始する東京市民は今後如何に取扱はんとするが世を擧げて事なかれ主義である、市電争議を一の喜劇として看過すことであらうか夫れでは無情も極れりと云ふべきである。(夏木生)

## 司法制度の 改善を望む

小原法相は司法制度の根本的刷新を企てて其實現手段を講せられつゝあると聞く實に以て結構な思付きであると思ふ、今日の制度から實際に現はれた所を見ると第一に訴訟が遅れ勝ちて實生活とかけ離れて居ること第二に訴訟手續が難澁晦冥であつて常人には理解し難いこと第三に辯護士の報酬等を甚しく高價に拂はなければ刑事の報論民事でも有利に歸せしむることが不可能であること第四に陪審制度があつても實益少なきこと等の諸點は必らず改善を施されたべきものである、さもなければ孤弱貧賤のも

のは司法制度の恩典に浴することが出来ないのである。殊に、刑事訴訟法第二百九十六條には「豫審に於ては取調の秘密を保ち被告人其他の者の名譽を毀損せざることに注意すべし」とあるから事件が豫審に繋留されて居る場合は其訊問状況の如きは絶対に外部に洩るべき筋合のものでない然るに従來如何なる途を辿り出るのか新聞の記事が豫審の取調内容と同一あることが少なくない、斯くて新聞記事は頗る有力視されて無罪なるべく豫想せられた事件が案外有罪と決定さるゝことのあるのではなからうか而かも貧者は遂に其冤をそぐべき證據や材料を蒐集するの力なく涙を飲んで其處刑に服せざるを餘儀せらるゝのである、司法制度の徹底化を圖らなければ司法の威信は何を以て保つことを得べきか法相希くば熱慮せられんことを、孔子の曰く「訟を聴くと吾れ猶人の猶し、必ず訟なからしめん乎」と寔に味ふべきの言である。

(一〇、二五、紫浪生)

## 八頭の大蛇は 山椒魚か

日本書紀を閲すると素戔鳴尊、天よりして出雲國の簸の川上に降り八岐大蛇を退治し其尾より双の少しく缺けたる一劍を得たり此劍を草薙劍又は天叢雲劍と名づけられたことが記されてゐる、吾人は此記事に現はれたる大蛇は八臂を連ねた土賊と解して居つたが頃日傳ふる處に依ると我國の動物學の權威者である東大名譽教授石川千代松博士の研究の結果は珍魚山椒魚であつたといふことである、此は島根縣簸川山境の山椒魚は古來から繁殖し明治二十五年の頃に百數十年も經過した身長六尺餘頭部の大き直徑一尺餘の怪物があつて毎夜附近の山に登り赤兒の如き泣き聲を揚げたグロ味の大な事件があつた之が古い山椒魚だとの事だ彼是研究されての事から石川博士の推斷となつてあらうか夫れでは餘り研究が盡さるゝと何んだか歴史も興味を削かれて索然たる感が生ずる矢張茫漠たる境地もゆかしき心地がする。(一〇、二五、白洋)